## ○社会労働委員会

# 内閣提出法律案(二件)

本院議員提出法律案(三件)	

番

号

件

名

出

**分** 

日 者

付 予

月 備

日 送

出 衆

月 日 提

付委

託会

議委 員 議

決会 議本

決議

付委

員 託会 **議**委

員議

決会

議本

決議

備

考

員

参

会院

衆

会院

11

育児休業法案

(元、二、七) 外 七 名

戓

元

二,;;

継

続

審

査

13

原子爆弾被爆者等援護法案

外山

九 九 名

三、二元、三治元、

芸

未

了

14

部を改正する法律案へい獣処理場等に関する法律の一

社会労働委員長

三、大元、三、

可

(子) 可 决 三、八元、三、六元、三、四

可元

三 決 远

114 77 国 会	114 66 国 会	番号	
特別措置法案を開発を関するでは、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	国民年金法等の一部を改正する法律案	件	
//	(衆	院議先	
	元、	月	提
四四	=======================================	日	出
= :	衆)元、三元元、二、一	付委 員 託会	参
可	可元	議委	
三 決	三 決	員 決会	議
可 三宝	可元、三、三、 決	議本会	院
<u> </u>	元、	決議 付委	
九·六 修	九六六	員託会	衆
修 二、言 正	修元、 二、三 正言	議委 員 決会	議
修	正高 修元、	議本	13-1-
正言	正高	会決議	院
	新 東十十 東十十 五回国 国国国 会 続	備	

(衆)は提出時の先議院

社労

国民年金法等の一部を改正する法律案(第百十四回国会閣第

#### 要旨

一、国民年金法及び厚生年金保険法の一部改正の引上げ、地域型国民年金基金制度の創設、厚生年金基金の引上げ、地域型国民年金基金制度の創設、厚生年金基金を引上げ、地域型国民年金基金制度の創設、厚生年金基金の引上が、地域型国民年金及び厚生年金の年金額及び保険料

- 額を引き上げること。 
  上げるとともに、配偶者や子に係る加算・加給年金の場合の標準的な年金額を月額十九万七千四百円に引き 
  厚生年金保険の制度成熟時における加入期間四十年の 
  国民年金の基礎年金の額を月額五万五千五百円に、
- 動物価スライド制とすること。
  2 年金額の改定を、物価変動に完全に対応する完全自
- 階から七段階に増加)。段階から七段階に改めること(衆議院修正により五段3 厚生年金保険の在職老齢年金の支給割合を現行の三

- 万円の三十等級に改めること。
  4 厚生年金保険の標準報酬について八万円から五十三
- 度四百円ずつ引き上げること。 国民年金の保険料を月額八千四百円とし、以後毎年
- 6 厚生年金保険の保険料率を、男子については平成二年十二月分までを千分の百四十三、平成三年一月以降分を千分の百四十五に、船員・坑内員については平成二年十二月分までを千分の百四十一、平成三年一月以降分を千分の百六十二に改めるとともに、女子については、平成二年十二月分までを千分の百二十八、平成三年一月以降分を千分の任業するまで毎年引き上げることも男子の保険料率に達するまで毎年引き上げることも男子の保険料率に達するまで毎年引き上げることも男子の保険料率に達するまで毎年引き上げること(衆議院修正により引上げ幅を圧縮)。
- 当然加入の被保険者とすること。 二十歳以上の大学、専修学校等の学生を国民年金の
- 8 基礎年金、厚生年金等の支払を年六回支払とすること。
- ともに、国民年金基金連合会を創設すること。の区域を単位とする地域型国民年金基金を創設すると9 職能型国民年金基金の設立要件を緩和し、都道府県

国民年金基金及び国民年金基金連合会が積立金の資

連合会又は全国共済水産業協同組合連合会を加えるこ社及び信託会社のほか、新たに全国共済農業協同組合産運用等について契約する相手方として、生命保険会

と (衆議院修正)。

の整備を行うこと。 金の管理及び運用に関する業務について、所要の規定10 厚生年金基金の運用方法を拡大するとともに、積立

11 老齢厚生年金の特例支給については、次期財政再計1 老齢厚生年金の特例支給については、次期財政再計1 老齢厚生年金の特例支給については、次期財政再計

二、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関す

見童夫養手当及が寺別見る法律の一部改正

自動物価スライド制を導入すること。て年金額の引上げに準じて引上げを行うとともに、完全児童扶養手当及び特別児童扶養手当等の手当額につい

三、施行期日等

(衆議院修正)。

(衆議院修正)。

(衆議院修正)。

(衆議院修正)。

(衆議院修正)。

(衆議院修正)。

(衆議院修正)。

(衆議院修正)。

と(衆議院修正)。 この法律の施行の日の属する月の初日から適用するこ四月一日から、一の3及び4に掲げる規定については2 一の1、2及び二に掲げる規定については平成元年

## 委員長報告

げます。
労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会

て申し上げます。年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案につい年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案についまず、国民年金法等の一部を改正する法律案及び被用者

一に、国民年金及び厚生年金について、年金額及び保険料国民年金法等の一部を改正する法律案の主な内容は、第

険等の調整拠出金の減額を行うとともに、平成四年度まで 置を講ずることとし、当該減額相当額について厚生年金保 年度までの間、日本鉄道共済年金への調整交付金の減額措 事業を実施するものでありますが、平成二年度から平成四 割合の改善、標準報酬の上下限の改定、厚生年金基金の積 国民年金基金制度の創設、厚生年金の在職老齢年金の支給 ドとするとともに、国民年金への学生の強制加入、地域型 に、この事業の見直しを行うこととしております。 の共通部分について費用負担を調整するための制度間調整 して、厚生年金及び共済年金の老齢・退職年金給付のうち 公的年金制度の一元化が完了するまでの間の当面の措置と 措置法案は、被用者年金制度間の負担の調整を進めるため 立金の運用方法の拡大等の措置を講ずること、第二に、児 を引き上げ、これらの年金額の改定を完全自動物価スライ これらの額の自動改定を行う措置を講ずること等であります。 童扶養手当、特別児童扶養手当等の額を引き上げるとともに、 次に、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別

細は、会議録によって御承知願います。し等の諸問題につきまして質疑が行われましたが、その詳学生の保険料負担のあり方、日本鉄道共済年金の財政見通の連携、障害者の所得保障、地域型国民年金基金のあり方、の連携、

措置法案に反対する旨の意見が述べられました。員より、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別脱委員より、両案に反対する旨の意見が、連合参議院乾委質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党沓

討論を終わり、順次採決の結果、両案はいずれも多数を

金を支給する等の措置を講ずるものであります。なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。かれている特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づかれている特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づかれている特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づき、これらの者を援護するため、被爆者に対し医療の給付、き、これらの者を援護するため、被爆者に対しとがます。をを支給する等の措置を講ずるものと決しました。

殊性等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細性、一般戦災者と原爆被爆者とのバランス、原爆被害の特委員会におきましては、被爆者に対する国家補償の必要

考人からの意見聴取を行うとともに、基礎年金の水準と費

委員会におきましては、両案を一括して審議を進め、参

用負担のあり方、無年金者・低額年金者対策、雇用と年金

は会議録によって御承知願います。

を終了し、国会法第五十七条の三の規定に基づいて、 質疑を終了し、国会法第五十七条の三の規定に基づいて、 質疑を終了し、国会法第五十七条の三の規定に基づいて、 質疑を終了し、国会法第五十七条の三の規定に基づいて、 「関系を終了し、国会法第五十七条の三の規定に基づいて、 「関系を終了し、国会法第五十七条の三の規定に基づいて、 「関系を終了し、国会法第五十七条の三の規定に基づいて、 「関系を終了し、国会法第五十七条の三の規定に基づいて、

案どおり可決すべきものと決しました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原

以上、御報告申し上げます。

(第百十四回国会閣法第七七号)被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案

#### 要旨

が完了するまでの間において、被用者年金制度による老齢たる調整を図るための被用者年金制度全体の見直しの措置本法律案は、被用者年金制度間の給付と負担の両面にわ

その主な内容は次のとおりである。 度間において調整するための特別の措置を講ずるもので、共通性等に配意して算定される金額について被用者年金制共通性年金給付に要する費用に係る負担に関して各制度の

調整交付金を交付すること。
る部分の費用に充てるため、各被用者年金保険者に対し、保険者が行う老齢・退職年金給付のうち各制度に共通す、制度間調整事業の実施主体たる政府は、各被用者年金

担すること。

「世ずること。

「世ずること。

「は、その標準報酬総額に応じて、制度間調整事業の実施は、その標準報酬総額に応じて、制度間調整事業の実施に、調整交付金の財源に充てるため、各被用者年金保険者

ること。の社会保険庁長官への報告等について所要の規定を設け四、制度間調整事業の円滑な実施のため、各共済組合から

金保険等の調整拠出金の減額を行うこととすること(衆措置を講ずることとし、当額滅額相当額について厚生年にかかわらず、日本鉄道共済年金への調整交付金の減額五、平成二年度から平成四年度までの間、一及び二の規定

議院修正)。

いて、その運営の状況等を勘案して見直しを行うものと六、政府は、平成四年度までの間に、制度間調整事業につ

すること (衆議院修正)。

七、この法律は、平成二年四月一日から施行すること。

## 委員長報告

六○ページ参照

原子爆弾被爆者等援護法案(参第一三号)

#### 要旨

本法律案は、原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置本法律案は、原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお間の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づかれている特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づかれている特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づかのとおりである。

者を「被爆者」とすること。一、原爆被害を受けた者で、被爆者援護手帳を交付された

二、都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、健康診断を行

うこと。

の給付を行うこと。

「の厚生大臣の認定を受けた被爆者に対し、必要な医療で、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因するで、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、三、厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、

と。医療を受けたときは、その者に対し医療費を支給するこ先天性疾病等の負傷又は疾病以外の負傷又は疾病につき処、厚生大臣は、被爆者が、三の負傷又は疾病、遺伝性疾病、

療手当を支給すること。
けている被爆者に対し、その医療を受けている期間、医れに代わる医療費の支給を受けることのできる医療を受五、都道府県知事は、三による医療の給付を受け、又はこ

と。
て、月額十万円の範囲内において介護手当を支給するこけているものに対し、その介護を受けている期間についの障害により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受べ、都道府県知事は、被爆者であって、精神上又は身体上

七、被爆者に被爆者年金を支給すること。被爆者年金の額と、被爆者に被爆者年金を支給すること。被爆者年金の額とすること。被爆者年金の額とすること。被爆者年金の額に当たっては、七百六万六千八百円とし、精神上又は身体上の障害に当たっては、原子爆弾の放射能の影響を受けたものにに当たっては、原子爆弾の放射能の影響を受けたものにに当たっては、原子爆弾の放射能の影響を受けたものにに当たっては、原子爆弾の放射能の影響を受けたことに当たっては、原子爆弾の放射能の影響を受けたことに当たっては、原子爆弾の放射能の影響を受けたことに当たっては、原子爆弾の放射能の影響を受けたことに当たっては、原子爆弾の放射能の影響を受けたことに当たっては、原子爆弾の放射能の影響を受けたことに当た。を展示の特殊性について特に配慮すること。

き記名国債をもって交付すること。特別給付金の額は百二十万円とし、十年以内に償還すべ八、死亡した被爆者の遺族に、特別給付金を支給すること。

と。を行う者に対し、葬祭料として、二十万円を支給するこれ、都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、その葬祭

入所させ、その保護を行うこと。必要とすると認めるときは、原子爆弾被爆者保護施設に必要とすると認めるときは、原子爆弾被爆者保護施設に十、厚生大臣は、高年齢である被爆者、小頭症の病状にあ

用の際の運賃を無料とし、国がこれを負担すること。十一、被爆者及びその介護者による旅客会社の鉄道等の利

手当及び介護手当の支給等の援護を行うこと。
「特別の傷害作用に起因する疾病にかかっている旨の都道場合には、その者に対し健康診断を行うとともに、原子場合には、その者に対し健康診断を行うとともに、原子

者相談所を設けることができるとすること。十三、都道府県並びに広島市及び長崎市は、原子爆弾被爆

審議会を置くこと。十四、厚生大臣の諮問機関として、原子爆弾被爆者等援護

ること。する費用を、都道府県並びに広島市及び長崎市に交付す十五、国は、医療手当、介護手当及び葬祭料の支給等に要

要する費用を補助し、必要な助言、指導その他の援助を十六、国は財団法人放射線影響研究所に対し、その事業に

十七、この法律は、平成二年七月一日から施行すること。

行うよう努めること。

## 委員長報告

六〇ページ参照

へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律案(参第

一四号)

#### 要旨

二、本則において用いられている「へい獣」、「へい獣取一、題名を「化製場等に関する法律」に改めること。の主な内容は、次のとおりである。 本法律案は、へい獣処理場等の用語が、現在の実情に即

囲内において政令で定める日から施行すること。三、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範扱場」及び「へい獣処理場」という用語を改正すること。二、本則において用いられている「へい獣」、「へい獣取

### 趣旨説明

げます。代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会をただいま議題となりましたへい獣処理場等に関する法律

官布告を基に制定されたものであり、法律において用いら昨今、関係者から、へい獣処理場等に関する法律は太政

第であります。 処理場等の用語を改めることとし、本法律案を提出した次とれているところであります。このため、法律上のへい獣いため、これらの用語を改めるべきであるという意見が出れているへい獣処理場等の用語が現在の実情に即していな

らんことをお願い申し上げます。あります。何とぞ慎重に御審議のうえ、速やかに御可決あり上がこの法律案を提出する理由及びその内容の概要で